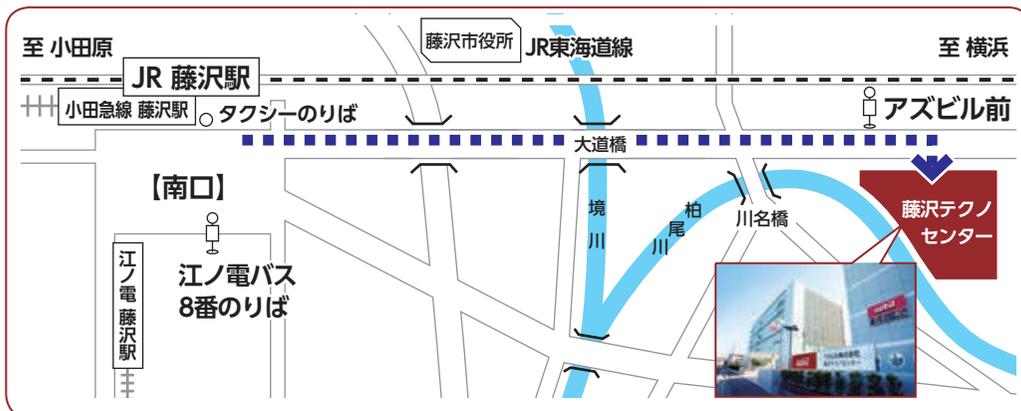


株主総会会場のご案内

本年の株主総会につきましても、株主総会開催日現在における新型コロナウイルスの感染状況が不透明であり、緊急事態宣言の再発出等により従来の会場が使用できなくなる可能性もあることから、**当社「藤沢テクノセンター」にて開催し、また株主の皆様のご来場の集中による新型コロナウイルス感染拡大防止の趣旨及び感染リスク低減の観点から、座席数など規模を大幅に縮小させていただきます。**そのため**ご入場いただけない場合がございます**ので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましては、**株主総会当日のご来場を極力見合わせ、当日のご出席に代えて事前に議決権を行使していただくようお願い申し上げます。**なお、あわせて本年につきましても、**お土産の準備を取り止めさせていただきます。**

< 場 所 > 神奈川県藤沢市川名一丁目12番2号
当社藤沢テクノセンター 大会議室

< 電話番号 > 0466-20-2111



交通のご案内

JR (東海道線)	藤沢駅	徒歩 約15分
小田急江ノ島線	藤沢駅 から	又は
江ノ島電鉄線	藤沢駅	江ノ電バス 5分

(藤沢駅南口8番 乗り場より
渡内中央・笛田・湘南鎌倉総合病院行き
「アズビル前」バス停下車 徒歩1分)



本招集通知は、パソコン・スマートフォン等でも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6845/>



第100期定時株主総会 招集ご通知

azbil

新型コロナウイルス感染拡大防止の趣旨に鑑み、株主総会当日のご来場を極力見合わせ、当日のご出席に代えて事前に議決権を行使していただくようお願い申し上げます。なお、あわせて本年につきましても、お土産の準備を取り止めさせていただきます。

【開催情報】

日時

2022年6月23日(木曜日)
開会 10:00 (受付開始 9:00)

場所

神奈川県藤沢市川名一丁目12番2号
当社藤沢テクノセンター 大会議室
開催場所にご注意ください。

決議事項

第1号議案：剰余金の処分の件
第2号議案：定款一部変更の件
第3号議案：取締役12名選任の件



証券コード:6845
アズビル株式会社
(旧:株式会社山武)

オートメーションで、あらゆる人々をシアワセに。

1906年の創業以来、

azbilグループは「人間の苦役からの解放」を原点に、

一世紀余りにわたって建物や工場、家庭の

「安心・快適・達成感」と「地球環境への貢献」を実現する

オートメーション技術を追求。

時代の要請や顧客のニーズ、社会の課題と向き合いながら、

自らの技術と製品を磨き続けています。

CONTENTS

- 3 | トップインタビュー
- 13 | 第100期定時株主総会招集ご通知
- 15 | 各種ご案内
- 19 | 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 21 | 株主総会参考書類
- 49 | 事業報告
- 95 | 連結計算書類・計算書類
- 105 | 監査報告
- 111 | 株主の皆様へ

「人を中心としたオートメーション」の探求を通じて、持続的な社会の発展に貢献できる企業集団を目指します

私たちは、1906年の創業以来、計測と制御の技術を追求し、独自のソリューションをお届けしてまいりました。2012年4月には、社名を株式会社 山武からアズビル株式会社に変更しました。おかげさまでたくさんの方々から親しんでいただけるようになったazbilブランドのもと、グローバルで「ビルディングオートメーション」「アドバンスオートメーション」「ライフオートメーション」の3つの事業を推進し、お客様を中心に、オフィスや生産の現場、生活といった様々な場面で“azbilグループならではの”の価値提供を目指しています。

ここ数年、新型コロナウイルス感染拡大による世界的な経済活動の停滞という厳しい局面が継続していますが、中長期的には、オートメーションに求められる役割はますます広がるものと考えています。グローバル化の進展や社会の持続的成長への貢献に対する責任遂行といった事業環境の変化、技術革新、少子高齢化の進行や働き

方改革の進展、気候変動への対応等に加えて、リモートワークの広がり、BCP (Business Continuity Plan-事業継続計画) 等への対応は、オートメーションで対応すべき課題領域の更なる拡大をもたらすものと思われま。こうした変化を、azbilグループとしての事業機会と捉え、グローバル展開や事業領域における取組みをさらに推進し、成長を加速させてまいります。

AI・各種センシング技術など先進技術を活用した製造現場の安全と生産性、価値向上に貢献する新たな商品・サービスの提供や建物・地域社会での環境エネルギー課題解決による事業拡大、そのための事業・企業基盤の更なる強化等を通じ、グループ理念に通じるSDGs (Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標) への取組みを推進し、「人を中心としたオートメーション」の探求を通じて持続的な社会の発展に貢献できる企業集団を目指します。





オートメーションが課題解決に 果たす役割と機会が増すなか 自らの「変革」を通じて 持続可能な社会の実現に 貢献してまいります

Q1 2021年度は、2024年度までの中期経営計画の初年度でした。この1年をどのように評価していますか？

前年度を上回る業績を達成し、オートメーションに対する堅調な需要を確認できた一方で、取り組むべき課題も明確になった1年でした

施策成果、市況回復等により前年度を上回る業績を達成

azbilグループは、脱炭素、新型コロナウイルス感染拡大に対する安全確保等、社会課題やお客様のニーズの変化に対してオートメーションが解決できる役割と機会が拡大するという事業環境認識のもと、自らの成長と社会の持続性への貢献を両立させる、「持続可能な社会へ『直列』に繋がる貢献」の実践を長期目標に掲げています。2021年度は、長期目標達成に向けた最初のステップとして変革に取り組む現中期経営計画（2021～2024年度）の初年度でした。残念ながら新型コロナウイルス感染症は収束に至りませんでしたが、引き続きお客様と社員の安全を第一とした取り組みを続けてきました。そうした中、様々な施策

の進捗を見ることもできた1年でした。

業績面では、ビルディングオートメーション（BA）事業、アドバンスオートメーション（AA）事業、ライフオートメーション（LA）事業それぞれで受注、売上が伸びました。成長に向けた研究開発費等を着実に増加させたうえで、営業利益も前年度比増加を達成することができました。事業環境を見ると、国内の大型建物向け空調制御機器・システムについては都市再開発計画に基づく需要が継続、換気・省エネ対策に対する関心の高まりから改修案件の需要が増加しました。製造業の生産設備向けの各種機器・システムについても、半導体関連市場で需要が高い水準で継続したことなどを背景に、全般として設備投資の回復が継続しました。医薬品製造ライン向けの装置需要も堅調です。

部材調達難や地政学的リスク等の変化、リスクに迅速に対応

一方で、中期経営計画の初年度が全体としてどうであったかという問いに対しては、新型コロナウイルス感染症への対応に加えて部品調達難が拡大し、その対応にしっかり

りと時間をかけた1年でもあったということになります。お客様の省エネ・自動化への投資ニーズの拡がりにより、受注は大きく伸びましたが、サプライチェーンの混乱に端を発する部品調達の遅れなどの影響により、売上・利益の伸長は一部限定的なものとなりました。

従前からBCP（Business Continuity Plan＝事業継続計画）の一環として部品調達の体制を整備してきましたが、2021年度の下期以降は影響が拡大し、世界的な地政学リスクの拡がりなどもあり、更なる緊急時のリスク対応やBCPなどレジリエンス強化に向けた取組みに着手しました。中長期的な事業環境の見通しに変化はなく、社会やお客様の課題解決に向けたオートメーションの需要はますます高まると考えており、変革のための事業構造改革や基盤強化は今後も進めていく必要があります。コロナ禍への対応を含め、事態収束への見通し

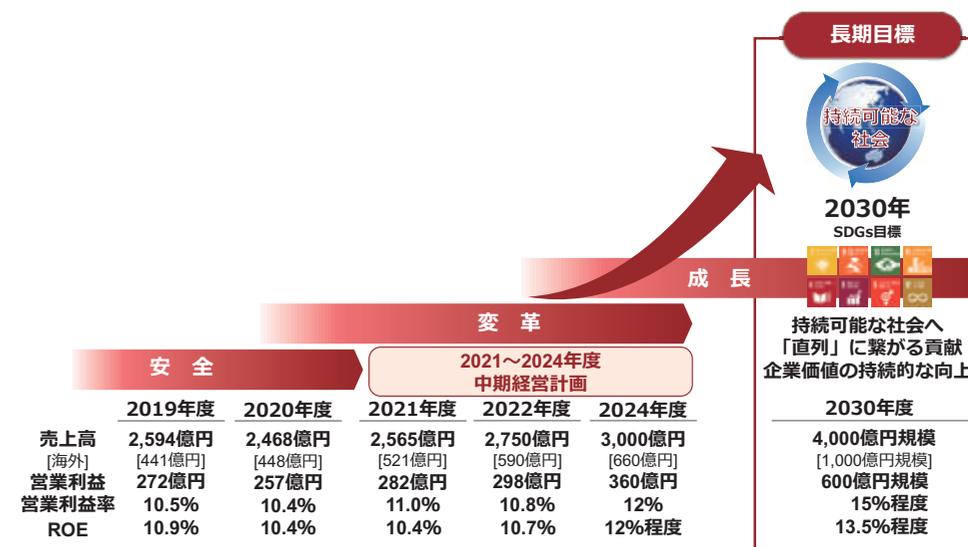
は極めて不透明ですが、今後も引き続き緊張感をもって経営の舵取りをしていきます。

Q2 中期経営計画では「オートメーション技術を基盤とした3つの成長事業領域」の一層の深化を通じて“変革”に挑むと明言しています。この点について、進捗や成果について教えてください。

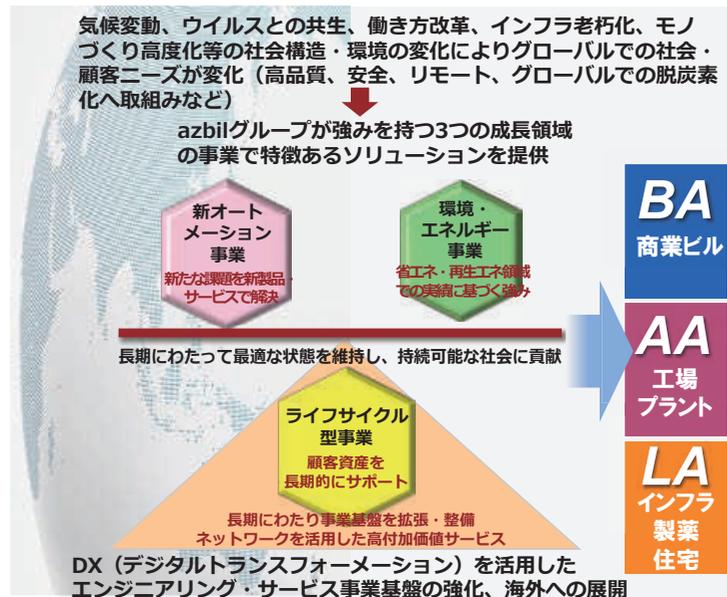
研究開発拠点の整備等、基盤強化が進み、3事業それぞれにおいて製品やサービスの提供が拡大しました

研究開発拠点の新実験棟が5月竣工、お客様との接点も拡大

変革への柱と位置付ける3つの成長事業領域は、「新オートメーション事業領域」「環境・エネルギー事業領域」「ライフサイクル型事業領域」の3つで構成されています。これら3つの成長事業領域に注力し、



オートメーション技術を共通基盤とした3つの成長事業領域



B A、A A、L Aの各事業における成長を目指しています。2021年度は、これら成長事業領域に関わる土台づくり、例えば先進的なシステムソリューション、高機能・高性能デバイスの開発力強化に向けた研究開発拠点「藤沢テクノセンター」の整備・新実験棟建設を進めました。お客様との接点拡大という観点からは、シンガポールのCapitalLand社が主導するスマートアーバン共同イノベーションラボへの参加に続いて、シンガポール経済開発庁支援による統合型ビルディングマネジメントシステム（IBMS）開発等、国内外での接点が広がりました。

各事業においても、3つの成長事業領域に関わる製品、サービスの提供や他社との協業など新たな成果、進展が見られました。

B A事業では、新オートメーションと環

境・エネルギー事業領域の接点として、ニューノーマル時代の働き方の一つであるアクティビティベースドワーキング（ABW^{※1}）に対応したセントラル空調向けセル型空調システム「ネクスフォートTMDD」がご好評をいただいています。また、カーボンニュートラル^{※2}の実現に貢献するため、空調制御分野におけるGX（グリーントランスフォーメーション）ソリューション確立に向けた協業を開始しました。

A A事業では、お客様の設備の安全性や生産性向上に貢献するオンライン異常予兆検知システム「BIG EYESTM」に加えて、クラウド型バルブ解析診断サービス「Dx Valve Cloud Service」の契約が大手エネルギー会社、化学会社等に広がりました。AI、クラウドといった技術を活用しながらライ

フサイクルでお客様の事業に貢献できるサービスの提供が拡大しています。

L A事業では、東光高岳グループとの、エネルギーデータ（電力：Electricity、ガス：Gas、水道：Aqua）を軸としたお客様への価値を提供する事業コンセプト「DX-EGATM」のもと、温室効果ガス（GHG）排出量可視化サービス等、スマートメータとネットワークによるプラットフォームを活用したエネルギー管理領域における新たな展開を見ることができました。

- ※1 ABW（Activity Based Working）：
働く人が仕事をするために最適な環境（場所・時間等）を選ぶことができるワークスタイル。
- ※2 カーボンニュートラル：
温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

Q3 変革をさらに推し進め、「3つの成長事業領域」を拡大、成長していくための課題は何でしょうか？

協業も含めた形で顧客基盤・お客様との接点の一層の拡大を進め、あわせてAI、クラウド、MEMS^{※3}等の技術を強化し、提供商品拡大と付加価値の向上を図ります

中期経営計画では、成長に向けた取り組みとして「新製品・サービス開発力の強化に向けた投資拡大」「お客様との接点の拡大」「社会課題解決を通じた事業の拡大」「DX（デジタルトランスフォーメーション）活用を含めた人財の強化・活用推進」「利益率の持続的向上に向けた施策の展開」等に取り組んでいます。

新製品・サービス開発力の強化に向けては、研究開発拠点「藤沢テクノセンター」への投資・機能強化を行っています。ここ

では成長戦略のカギを握るクラウドやAIを活用した先進的なシステムソリューションの開発体制を強化し、プロダクト製品に関しては、高機能・高精度なMEMSセンサの技術力を一層強化します。利益率の持続的向上については、主要製品のリニューアル時にコストダウンを図るなどの各種取組みを進め、生産では湘南工場をマザー工場とするグローバル生産体制の構築、海外生産比率の拡大等を実施してきました。

こうした取組みに加えて、3つの成長事業領域をさらに拡大し、成長を実現していくためには、社会課題による新たなニーズを捉えた事業開発及び他社との協業を含めた顧客基盤・お客様との接点の拡大を進め、これにazbilグループが長年にわたって取り組み、フィールドでの実績・強みを持つDXに関わる技術をさらに進化させ組み合わせることが重要と考えています。

カーボンニュートラル実現に向けたGX（グリーントランスフォーメーション）を事業機会とする環境・エネルギー事業領域での成長を図る

例えば、環境・エネルギー事業領域において、社会課題であるカーボンニュートラルの実現には、これまでの技術・仕組みの延長線上では実現できない課題があります。自社の技術・製品だけではなく、国内外の企業が共同でプロジェクトを推進していくことがこれまで以上に必要になってくると考えます。こうした課題意識から、2022年4月に新たな全社組織「GX推進部」を設置しました。GXは、“カーボンニュートラル

の実現に向けた経済社会システム全体の「変革」であり、当社グループにおけるGX推進とそれに関連する事業開発をもう一段高いレベルへと拡大・強化し、他社とのパートナーシップ開発を進め、幅広くGXを推進することで、顧客事業貢献・社会貢献の拡大と自らの事業成長を目指します。

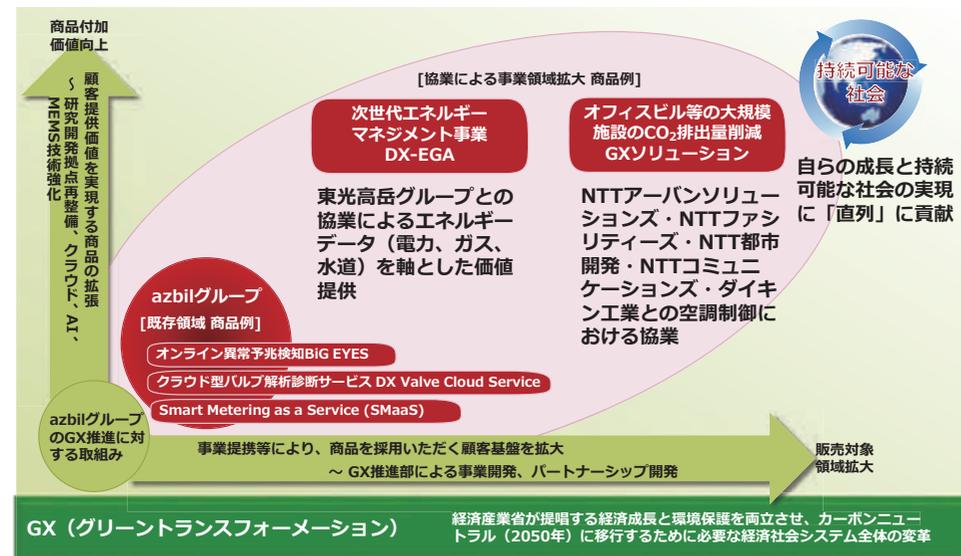
2022年には、新たな取組みとしてNTTアーバンソリューションズ株式会社・株式会社NTTファシリティーズ・NTT都市開発株式会社・NTTコミュニケーションズ株式会社・ダイキン工業株式会社との協業を開始しました。各社が持つ空調制御に関する技術や知見を掛け合わせ、オフィスビルをはじめとした大規模な施設のCO2排出量を削減し、空調制御分野におけるGXソリューションを確立することで、社会全体のカーボンニュートラル実現に大きく貢献します。

DXを推進、システムソリューション、クラウド事業を強化

ここまでご紹介した取組みを進めるにあたって欠かせないのが、DXの促進です。

多くのソリューション事例が象徴しているように、当社グループが提供するオートメーションの価値は、現場の状況をセンサで計測し、そのデータをビッグデータ化し、クラウド、IoT、AI等を用いて、お客様の求める状態へ最適化、さらにこれを分析、お客様の現場での実際の課題解決策までを提供できる点にあります。つまり、日々のビジネス自体がDXの要素を色濃くもっており、長年にわたってお客様に価値提供を行ってきました。したがって、3つの成長事業領域の拡大を目指し、他社との協業を拡大していくという側面においても、システムソリューションやクラウド技術の活用が重要となります。

他社協業も含めた事業領域の拡大



研究開発拠点「藤沢テクノセンター」の機能強化も、ここまでご紹介した成長戦略を進めるための当社グループの強みを活かし、商品開発力を強化するための取組みです。藤沢テクノセンターの新実験棟は、新たな開発環境と先進的な実験作業環境を整え、研究・開発活動の効率化を進めるとともに、ABWにも対応する最適な開発環境、執務環境を実現することで自社の「変革」に向けた「仕事と働き創造」をさらに進めていきます。

※3 MEMS (Micro Electro Mechanical Systems): センサ、アクチュエータ、電子回路を一つの基盤の上に微細加工技術によって集積した機器。



▲藤沢テクノセンター実験棟完成イメージ (提供: 株式会社日建設計)

Q4 「サステナビリティ」[ESG] を中長期的な成長のキーワードとして位置付ける企業が増加しています。この点についての考え方、取組み状況を聞かせてください。

持続可能な社会の実現に「直列」に繋がり、企業価値の向上にも関わる独自のSDGs目標を設定し取り組んでいます
環境・エネルギー事業領域を、事業そのものと直接関わる目標として注力

azbilグループは、持続可能でより良い世界を目指す国際目標・SDGsの達成に貢献し得る企業グループだと考えています。

「気候変動対応」「住み続けられる街づくり」「産業と技術革新」「働きがいと経済成長」等は、まさに当社グループが提供する社会価値そのものであり、事業の成長を通じて持続可能な社会の実現に貢献し、企業価値を高めていきたいと考えています。その実践に向けて、当社グループは2020年度から、オートメーションを通じて社会課題を解決するという考えのもと、4つの基本目標とターゲット、数値目標からなる「azbilグループSDGs目標」を策定し、それぞれの実現を目指しています。

その目標の中でも、環境・エネルギーに関する目標は、成長戦略である「3つの成長事業領域」の一つに位置付けているように、当社グループの事業との結び付きが強いテーマといえます。当社グループが、「持続可能な社会へ『直列』に繋がる貢献」を掲げ、お客様の現場でのCO2排出量の削減を目標として明示している以上、自らの足元をしっかりと見定め、目標やターゲット・数値目標を追加・見直ししていくことは当然のことと考えます。

こうした考えから、2021年度はSBTイニシアチブによる「1.5℃目標」として認定を再取得し、2022年度からは製品設計に関する指標を追加しました。

ESGを持続的成長のための基盤強化策として捉え、人的資本等の取組みも拡大

ESGという観点においても、SDGsに向けた活動を推進する中で持続的成長のための基盤強化策と位置付け、積極的に取り組んでいます。E (環境) に関する施策につ

いては前述のとおりですが、S（社会）領域での人的資本や人権についても、その重要性から取組みを強化していきたいと考えています。

人的資本については「健幸経営^{※4}」の考えを基本に、社員が生き活きと働くことのできる環境整備を進めるとともに、国際的な視点での多様な能力をもつ人材採用、グローバルな教育システムの構築等を進めています。社員の働きがいや成長を感じる機会の向上、さらに社員の多様性確保は創造性や生産性の向上に繋がり、ひいては企業価値を高めるものと考えています。この観点から、取組み指標として女性活躍ポイントや研鑽機会ポイントも設定しました。また、中期経営計画のキーワードである「変革」を加速していくために、「働きの創造」をテーマに「働く仕組み」「働き方」「働く場・環境」の3軸での取組みを進めています。研究開発拠点「藤沢テクノセンター」の新実験棟における開発環境、執務環境整備の取組みはその一つとなります。

人権についても、当社グループの成長戦略である「グローバル展開」と合致するテーマであり、2021年には「国連グローバル・コンパクト」に署名し、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野10原則に関わる様々な活動に取り組んでいます。このテーマに関しては、今日の世界的に政情不安定な地政学リスクの状況も考えますと、より取組みを加速させることが必要だと考えています。

※4 健幸経営：

健康で幸せ、生き活きとした“働きの場と人”を創るためのアズビル独自の取組み。

Q5 ガバナンス面では「指名委員会等設置会社」へ移行を予定しています。その背景、狙いを教えてください。

株主をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応えるとともに、今後、事業環境など一層大きな変化にも対応できる体制にしておくためです

監督と執行の分離を明確化し、意思決定の迅速さと透明度を高める

azbilグループは、持続的な企業価値向上の基盤としてのコーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と認識し、これまで取締役会の監督・監査機能の強化、経営の透明性・健全性の強化、執行の責任体制明確化等に取り組んできました。

このガバナンスを一層強化していくために、2022年6月23日の定時株主総会での承認を前提として、これまでの「監査役会設置会社」から「指名委員会等設置会社」へ移行することとしました。

この移行には、監督機能と執行機能の明確な分離を図り、当社グループを取り巻く事業環境の変化が加速する中で、短期的あるいは中長期的な機会とリスクを見極め、迅速に対応すると同時に、意思決定そのものの透明性や健全性を確保するという狙いがあります。

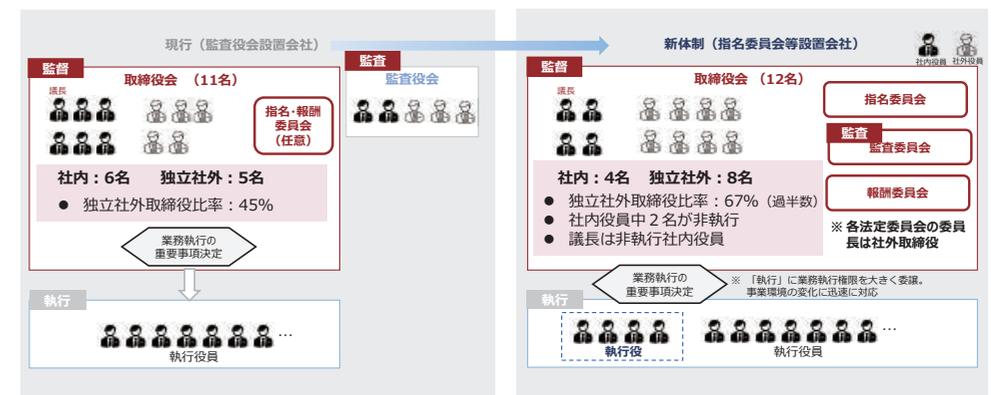
本件の機関決定に至る過程では、取締役会において様々な議論がありました。私としては先行き不透明なこの時代にこそ、社外取締役の多様な意見を取り入れ、経営の監督機能を強化すると同時に迅速な執行を実現できる透明性の高い仕組みが必要と考

えました。

今後、さらに変化の激しい時代に向けて、今回の移行がステークホルダーの皆様にとって良い決断であったとご理解いただけるよう経営を進めます。

取締役、執行役、執行役員を対象とした株式報酬制度を導入

また、これにあわせて、株主の皆様との価値共有を図りながら企業価値の持続的な向上を図ることを目的として、制度運用の透明性、客観性の高い、信託を活用した株式報酬制度の導入を決定しました。執行を担う役員向けの制度には、業績との連動性を持たせ、当社グループが掲げる事業目標達成への動機付けを促す設計とします。また、非執行の取締役向けの制度は、株主の皆様との価値共有を図ることを目的として、業績連動はさせない設計とします。



<法定委員会（指名・監査・報酬）の主な役割（指名委員会等設置会社移行後）>

- **【指名委員会】**
株主総会に提出する取締役の選解任案の決定、並びに法定委員会（指名・監査・報酬）の委員の選定・解職、執行役の選解任及び後継者計画に関する事項等の審議を行う。
- **【監査委員会】**
執行役・取締役の職務執行に関する監査・監査報告の作成、会計監査人の選解任・不再任に関する議案内容の決定、及び組織的監査の推進等を行う。
- **【報酬委員会】**
取締役・執行役の報酬制度の方針の決定及び個人別の報酬の決定、並びに報酬制度制定・改廃等その他役員報酬に関する審議を行う。

この制度導入によって、企業価値増大への貢献意識や株主価値の最大化に貢献する意欲を一層高めていく所存です。

また、中期経営計画目標達成に向けては、役員のみならず社員も施策を理解し、中長期的な企業価値向上に取り組んでいくことが重要であると考えています。このため、2017年に導入した「株式給付制度（J-ESOP）」に加えて、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship[®]）」の導入を決定しました。本プランは、福利厚生施策であります。社員に対して当社グループの中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与することによって、役員、社員ともども同じ目標に向けて進んでいきたいと考えています。

Q6 不透明な事業環境が続きますが株主還元についてはどのようにお考えですか？

事業環境の変化に迅速に対応するとともに、中長期的な事業の見通しを踏まえ、従来の資本政策の方針に沿って増配を予定し、加えて自己株式の取得と消却を行います

azbilグループは株主価値の増大を図るため、株主還元の充実、成長に向けた投資、健全な財務基盤の3つのバランスに配慮しながら、長期目標として掲げる自己資本当期純利益率（ROE）13.5%程度を目指して規律ある資本政策を展開しています。従来から株主還元については、経営の重要課題の一つと位置付け、現状を踏まえつつ、

長期視点での時間軸をもって対応することが重要と考え、連結業績、純資産配当率（DOE）、ROE等の水準及び将来の事業展開と健全な財務基盤の確保のための内部留保等を総合的に勘案し、配当については、その水準の向上に努めつつ、安定した配当を維持することを基本方針としてきました。

この基本方針に基づき、2021年度の期末配当については、新型コロナウイルス感染拡大や部品調達難等の厳しい環境下でも増収・増益を達成し、健全な財務基盤を維持できていることから、公表通り期末配当金を30円とし、1株当たり年間60円とさせていただきます。当面、部品調達難など事業環境の見通しは不透明さが続くと思われるかもしれませんが、これらの問題に迅速に対処

しつつ、現中期経営計画の諸施策を推進し、持続的な成長を実現することによって、株主還元の水準向上を図っていきたくと考えています。2022年度の配当につきましては、中長期的な視点とともに、現在の部品調達難等による不透明な影響を想定しつつ事業伸長・収益状況の見通しなども踏まえ、普通配当を5円増配し、1株当たり年間65円を計画しています。また規律ある資本政策の観点から、100億円、400万株（上限）の自己株式の取得を実施する予定です。また150万株の自己株式を消却いたします。

なお、当社グループでは、2021年度より投下資本利益率（ROIC）を新たに導入しました。ROEと合わせ、資本コストを意識した経営の実践を進めることで、企業価値の向上を実現し、株主還元とあわせて株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えています。

Q7 ステークホルダーへのメッセージをお願いします。

持続可能な社会の実現に向け 変革に挑み続けます

azbilグループは、創業時の精神である「人間の苦役からの解放」の考え方を、人間の幸福のために社会に貢献する価値観として受け継ぎ、グループ理念である「人を中心としたオートメーション」の実践に努めてきました。そして、様々なステークホルダーの皆様と信頼関係を構築することによって継続的な企業価値の向上を図り、

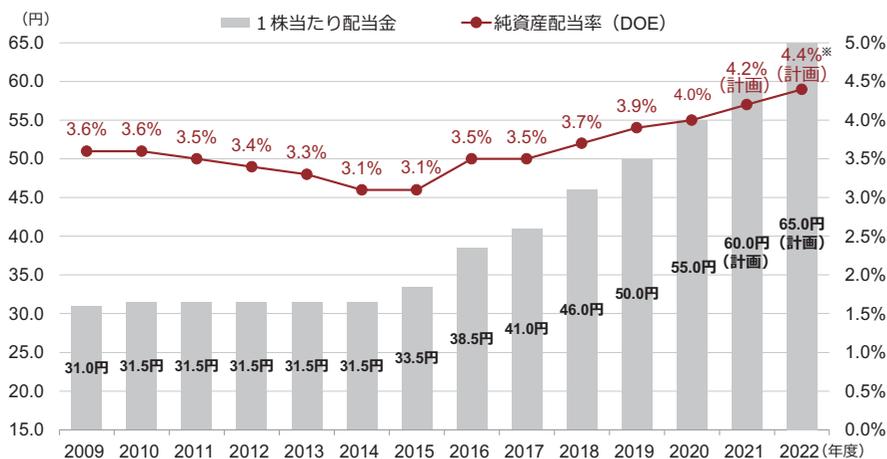
人々の「安心、快適、達成感」を実現するとともに、地球環境に貢献し、持続可能な社会へ「直列」に貢献していくことを目指しています。

現状、気候変動等の社会課題に加えて、新型コロナウイルス感染拡大や部品調達難、ウクライナ情勢等、様々な課題が顕在化しています。「人を中心としたオートメーション」の企業理念のもと、当社グループがこれまで実践してきた「お客様とともに現場で価値を創る」という取組みは、これからの時代にもますます重要であると確信しています。

一方で、「現場の価値」を継続的に提供していくためには、自らが変わり続ける、つまり「変革」に挑んでいく必要があります。製品開発では設計思想の根本にサステナビリティを据える、事業推進にあたっては多様性を尊重し世界中から意欲ある優秀な人材を募り、必要であれば社外のチームとも協力し、切磋琢磨しながら持続的な成長を進めていく、さらに経営の意思決定にあたっては透明性・公正性・健全性を徹底する仕組みを磨き続ける…そんな思いで長期目標、中期経営計画目標達成に向け取り組みます。

今後も持続的な成長に向けての「変革」を進めるとともに、国内外のステークホルダーの皆様への情報発信、対話と協働を通じて、当社グループの成長と持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

株主還元の推移



自己株式取得総額 (億円)	2019	2020	2021	2022 (計画)
自己株式取得総額 (万円)	120	142	187	225

※純資産配当率（DOE）の算定にあたっては、2022年3月末の自己資本をベースに、2022年度に取得する自己株式、2021年度期末配当、2022年度の中間配当支払い及び通期連結業績計画における親会社株主に帰属する当期純利益を考慮したうえで、試算しております。

株 主 各 位

証券コード 6845

2022年6月1日

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

アズビル株式会社

代表取締役社長 山本 清博

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を勘案し、株主の皆様の安全確保及び感染拡大防止のため規模を縮小し、かつ感染予防措置を講じたうえで開催いたします。また開催にあたっては、株主総会開催日現在における新型コロナウイルスの感染状況が不透明であり、緊急事態宣言の再発出等により、従来の会場が使用できなくなる可能性もあることから、開催場所は昨年引き続き当社「藤沢テクノセンター」とさせていただきますことといたしました。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため当日のご来場を極力見合わせ、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって事前に議決権を行使していただくようお願い申し上げます。

議決権行使に関する事項につきましては、15頁をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.azbil.com/jp/ir/>）においてお知らせさせていただきます。

本定時株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、19頁に掲載させていただいておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、株主総会会場の変更等が生じた場合を含めて、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が発生する場合は、当社ウェブサイト（<https://www.azbil.com/jp/ir/>）においてお知らせさせていただきます。なお、本年につきましても、お土産の準備を取り止めさせていただきます。

記

日 時

2022年6月23日（木曜日）午前10時

場 所

神奈川県藤沢市川名一丁目12番2号

当社藤沢テクノセンター 大会議室

※本年の定時株主総会につきましても、株主総会開催日現在における新型コロナウイルスの感染状況が不透明であり、緊急事態宣言の再発出等により、従来の会場が使用できなくなる可能性があることから、開催場所を当社「藤沢テクノセンター」とさせていただきますことといたしました。末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

目的事項

- 報告事項**
- 第100期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第100期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案：剰余金の処分の件
- 第2号議案：定款一部変更の件
- 第3号議案：取締役12名選任の件

以 上

■ インターネットによる開示について

- ・連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- ・本招集ご通知においては、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に監査を行った連結計算書類及び計算書類の一部を添付しております。

当社ウェブサイト

<https://www.azbil.com/jp/ir/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権の行使には以下3つの方法がございます。

A 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日現在の新型コロナウイルス感染症の状況やご自身の体調に十分ご配慮のうえ、**どうぞご無理をなさらぬようお願い申し上げます。**

株主総会へのご出席のほか、次のいずれかの方法により議決権を行使することができます。

B 議決権行使書を郵送する場合



議案の賛否を表示のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。議決権行使書のご記入方法につきましては、右記をご参照ください。

C インターネット等による議決権行使の場合



①「議決権行使ウェブサイト」にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード・パスワード入力による方法」、又は②同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等にてお読み取りいただく「スマート行使」のいずれかの方法で、ご行使いただくことができます。

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書
アズビル株式会社 御中 株主番号

私は、2022年6月23日開催の貴社第100期定時株主総会（継続会又は延会を含む）における議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

2022年6月 日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案(下の候補者を除く)
賛否表示欄	賛	賛	賛
	否	否	否

議決権行使回数 個

お願い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月22日午後5時までに到着するようご返送ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面に記載のウェブサイトにごアクセスし、2022年6月22日午後5時までにご行使ください。この場合、議決権行使書を送送される必要はありません。
- QRコード読み取りによるログインでの議決権行使は1回のみ可能です。再度議決権をご行使される場合は、裏面に記載のウェブサイトにごアクセスしてご行使ください。

インターネットと書面両方で議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずそのまま会場受付にご提出ください。

azbil

スマートフォン用 議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案及び第2号議案】

賛成の場合 ➡ “賛” に○印

否認する場合 ➡ “否” に○印

【第3号議案】

全員賛成の場合 ➡ “賛” に○印

全員否認する場合 ➡ “否” に○印

一部の候補者を否認する場合 ➡ “賛” に○印をし、否認する候補者の番号をそのすぐ右の欄に記入

※ 各議案につきまして、賛否の記載がない場合、“賛”の表示があったものとしてお取扱いいたします。

「スマート行使」の際にお読み取りいただくQRコードが記載されています。
「議決権行使コード・パスワード入力による方法」の際に必要なIDとパスワードは裏面に記載されています。

インターネット等による議決権行使のご案内 議決権行使期限：2022年6月22日（水）午後5時

インターネット等による議決権行使をご利用いただくにあたって

- 行使期限は2022年6月22日（水曜日）午後5時までとなっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- 議決権を議決権行使書の郵送とインターネット等の双方でご行使いただいた場合は、インターネット等によるものを有効とします。インターネット等により複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

①【議決権行使コード・パスワード入力による方法】

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインのうえ、画面の案内にしたがって行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

STEP1

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

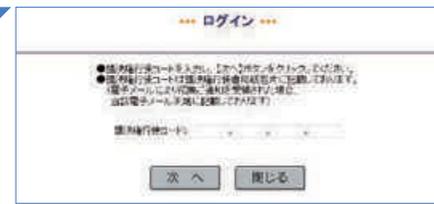
上記のURLを入力し、議決権行使ウェブサイトへアクセス

STEP2



「こちら」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

STEP3



「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック
パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力し、株主様をご使用になるパスワードを登録してください。

STEP4

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご注意

- ① 議決権行使コード及びパスワード(株主様に変更されたものを含まず)は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ② パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社(株主名簿管理人)よりお尋ねすることはございません。
- ③ パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

②【スマート行使による方法】

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインし、行使することができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード*1をスマートフォン等*2にて読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



※1 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2 QRコードを読み取るアプリケーション(又は機能)が導入されている必要があります。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」にてログインのうえ、再度議決権行使をお願いいたします。

「議決権行使ウェブサイト」「スマート行使」の操作方法等がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く 午前9時～午後9時)

なお、本招集通知の主要なコンテンツは、パソコン・スマートフォン等でもご覧いただけます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォン等でも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6845/>



新型コロナウイルス感染症への対応について

開催場所及びお土産の準備につきまして

- 本年の株主総会につきましても、株主総会開催日現在における新型コロナウイルスの感染状況が不透明であり、緊急事態宣言の再発出等により従来の会場が使用できなくなる可能性もあることから、**開催場所を当社「藤沢テクノセンター」とさせていただきますことといたしました。**
- **本年につきましても、お土産の準備を取り止めさせていただきます。**あらかじめご了承ください。

会場での感染予防策及び株主の皆様へのお願い

- 株主総会会場におきましては、**感染予防のため座席数など規模を大幅に縮小させていただきます。**そのため**ご入場いただけない場合がございます**ので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日現在の状況やご自身の体調に十分ご配慮のうえ、**どうぞご無理をなさらぬようお願い申し上げます。**
- 特に感染による影響が大きいとされるご高齢の株主様、基礎疾患をお持ちの株主様、妊娠されている株主様におかれましては、より慎重な判断をお願い申し上げます。
- 株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じて、役員・係員のマスク着用やアルコール消毒液の設置等、感染予防措置を講じてまいります。
- 会場入口においてサーモグラフィ等による検温を実施いたします。
そのうえで発熱が認められた株主様又は体調不良と見受けられる株主様につきましては、係員よりお声がけさせていただき、入場をお控えいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

議決権行使のお願い

- 株主総会における議決権は株主の皆様の重要な権利です。
- 株主総会における議決権は、「議決権行使書を郵送する方法」のほかに、「インターネット（パソコン又はスマートフォン等）による方法」によってもご行使いただけます。本年は新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様におかれましては、**当日のご来場を極力見合わせ、当日のご出席に代えて事前に議決権を行使していただくようお願い申し上げます。**

株主総会の運営に大きな変更が生じた場合につきまして

- 株主総会会場の変更等が生じた場合を含めて、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が発生する場合は、当社ウェブサイト（<https://www.azbil.com/jp/ir/>）においてお知らせさせていただきます。

株主総会当日の様子ライブ配信等につきまして

- 株主総会当日の様子の一部は、インターネット上のライブ配信を通じ、当社ウェブサイトの「投資家情報」ページにてご覧いただくことができます。
- ご使用のパソコンの環境（機能、性能）やインターネットの通信環境並びに回線状況により、映像や音声に不具合が生じる場合やご視聴いただけない場合があるほか、各種タブレット、スマートフォンの機種によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、当日は、インターネット環境、機材トラブルやその他の諸事情により、やむを得ずライブ配信を中断又は中止することがございます。なお、ご視聴に伴う通信料金等は、株主様のご負担となります。あらかじめご了承ください。
- 株主の皆様のパライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は、議長席及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ライブ配信は、会社法上の株主総会での会場ではございませんので、ライブ配信内での議決権行使等はできません。議決権行使は、あらかじめ議決権行使書を郵送する方法又はインターネット（パソコン又はスマートフォン等）により、事前に行きいただくようお願い申し上げます。
- また、株主総会当日の様子の一部を録画した動画につきましても、後日当社ウェブサイトの「投資家情報」ページにて動画配信いたしますので、あわせてご利用ください。

<https://www.azbil.com/jp/ir/>

■第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、連結業績、純資産配当率（DOE）・自己資本当期純利益率（ROE）等の水準及び将来の事業展開と健全な財務基盤の確保のための内部留保等を総合的に勘案して、配当水準の向上に努めつつ、安定した配当を維持していきたいと考えております。

以上の方針に基づきまして、第100期の期末配当につきましては、次のとおりとしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金30円 総額4,176,697,170円

なお、2021年12月に中間配当金として1株につき30円をお支払いいたしましたので、当期の年間の配当金は1株につき60円となります。

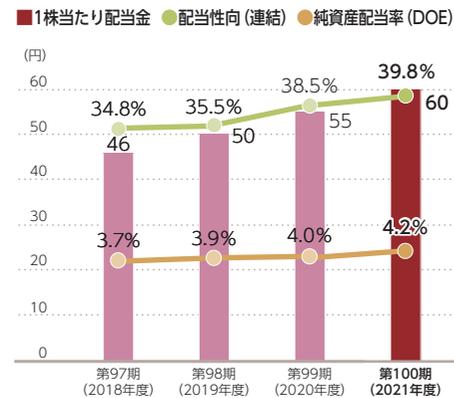
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日

ご参考

株主還元の考え方

当社は、株主の皆様への利益還元の充実、成長に向けた投資、健全な財務基盤の3つのバランスに配慮しながら、規律ある資本政策を展開し、企業価値の維持・向上を図ることを目指しております。経営の重要課題と位置付ける株主還元については、連結業績、DOE・ROE等の水準及び将来の事業展開と健全な財務基盤確保のための内部留保等を総合的に勘案し、配当を中心に自己株式取得を機動的に組み入れた還元を行っております。特に配当については、その水準向上に努めつつ、安定した配当を維持していくことを目指しております。



2018年10月1日付で普通株式1株を2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当金は株式分割の影響を遡及して適用しております。

■第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、「長期目標（2030年度）」及び「中期経営計画（2021～2024年度）」の実現に向け、当社におけるコーポレート・ガバナンスの更なる改革を進めることを目的に、監督機能と執行機能の明確な分離を図り、経営の監督機能の更なる強化を実現するため、「指名委員会等設置会社」へ移行することとしたいと存じます。これに伴い、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会並びに執行役に係る規定の新設（変更案第4条、第28条～第34条）、各法定の委員会設置に伴うコーポレート・ガバナンス体制強化のための取締役の定員の変更（変更案第18条）や取締役の任期が1年になることに伴う規定の変更（変更案第20条）、監査役及び監査役会に係る規定の削除（現行定款第29条～第36条）並びにその経過措置等、所要の変更を行うものであります。なお、変更案第34条（執行役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) また、指名委員会等設置会社への移行に伴い監督機能が高まることを踏まえ、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会が機動的な剰余金の配当等を決定することができるよう、剰余金の配当等の決定の機関に係る規定の新設（変更案第36条）等、所要の変更を行うものであります。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設又は削除される規定の効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(4) その他、上記変更に伴う条数の調整及び所要の変更を行うものであります。なお、本議案に係る定款変更の効力は、変更案における附則第2条第1項に別途定めるものを除き、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略) (機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>4. 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (条文省略) (自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第10条 (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (機 関)</p> <p>第4条 当社は、<u>指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p> <p>3. 執行役</p> <p>4. 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第9条 (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。</u></p> <p>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取り扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定によって定める株式取扱規則による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略) (招集者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会の招集者及び議長は、<u>取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u> (新 設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (定 員)</p> <p>第19条 当社の取締役は、3名以上11名以内とする。 (選 任)</p> <p>第20条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり) (招集者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会の招集者は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれに当たる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>2. 株主総会の議長は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役又は執行役がこれに当たる。当該取締役又は執行役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役又は執行役がこれに代る。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (定 員)</p> <p>第18条 当社の取締役は、3名以上15名以内とする。 (選 任)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任者の任期の満了する時とする。	(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役社長を定め、このほかに役付取締役を定めることができる。	(役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって役付取締役を定めることができる。
(執行役員) 第23条 (条文省略) (報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。	(執行役員) 第22条 (現行どおり) (報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、報酬委員会の決議をもってこれを定める。
(取締役の責任免除) 第25条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にこれを発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。	(取締役の責任免除) 第24条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にこれを発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。
(取締役会の決議の省略) 第27条 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が、書面又は電磁的方法により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	(取締役会の決議の省略) 第26条 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が、書面又は電磁的方法により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。
(取締役会規則) 第28条 (条文省略)	(取締役会規則) 第27条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会 (定 員) 第29条 当会社の監査役は、3名以上5名以内とする。	(削 除)
(選 任) 第30条 監査役は、株主総会の決議により選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決定する。	(削 除)
(任 期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会社法第329条第3項の規定により選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時とする。ただし、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。	(削 除)
(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削 除)
(報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。	(削 除)

現行定款	変更案
(監査役の責任免除)	
第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。	(削 除)
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
(監査役会の招集通知)	
第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役にこれを発する。	(削 除)
ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。	
(監査役会規則)	
第36条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削 除)
(新 設)	第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
(新 設)	(選 定) 第28条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。
(新 設)	(委員会に関する規則) 第29条 各委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める各委員会規則による。
(新 設)	第6章 執行役
(新 設)	(選 任) 第30条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

現行定款	変更案
(新 設)	(任 期) 第31条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。
(新 設)	(代表執行役及び役付執行役) 第32条 取締役会は、その決議によって執行役の中から代表執行役を選定する。
(新 設)	2. 取締役会は、その決議によって執行役社長を定め、このほかに役付執行役を選定することができる。
(新 設)	(報酬等) 第33条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議をもってこれを定める。
(新 設)	(執行役の責任免除) 第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
第6章 計 算	第7章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第37条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第36条 当社は、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(新 設)	(剰余金の配当の基準日) 第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とし、中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
(新 設)	2. 当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
(剰余金の配当)	(削 除)
第38条 当社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。	

現行定款	変更案
(中間配当) 第39条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	(削 除)
(配当金の除斥期間等) 第40条 (条文省略)	(配当金の除斥期間等) 第38条 (現行どおり)
(新 設)	(附 則)
(新 設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 第100期定時株主総会終結前の監査役の責任については、当該株主総会の決議による変更前の定款第34条の規定はなお効力を有する。
(新 設)	(電子提供措置等に関する規定の効力発生日及び経過措置) 第2条 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。 3. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。

第3号議案 取締役12名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行し、それに伴い現任取締役11名及び監査役5名の全員が任期満了となりますので取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、本候補者の選定にあたっては、役員の指名及び報酬に関する任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の審議を経て、取締役会で決定しております。また、独立社外取締役候補者につきましては、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しております。なお、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしているため、社外取締役候補者8名のうち現任の社外取締役4名は既と同取引所に対して独立役員として届け出ており、新任の社外取締役候補者4名も届け出る予定であります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	取締役会出席回数
1	重任 社内 そ ね ひろ ずみ 曾 禰 寛 純	代表取締役会長、執行役員会長 (取締役会議長、指名・報酬委員会委員、グループガバナンス強化担当)	12回/12回
2	重任 社内 やま もと きよ ひろ 山 本 清 博	代表取締役社長、執行役員社長 (グループCEO (Chief Executive Officer)、指名・報酬委員会委員、グループ監査、経営企画部担当)	12回/12回
3	重任 社内 よこ た たか ゆき 横 田 隆 幸	取締役、執行役員専務 (社長補佐、コーポレート機能全般、コーポレートコミュニケーション、azbilグループ-CSR、内部統制、施設・事業所、役員会室、グループ経営管理本部、総務部、サステイナビリティ推進本部、法務知的財産部、国際事業推進本部担当)	12回/12回
4	新任 社内 かつ た ひさ や 勝 田 久 哉	常勤監査役	12回/12回 ※現任の監査役としての出席回数
5	重任 社外 独立役員 い とう たけし 伊 藤 武	社外取締役、指名・報酬委員会委員	12回/12回
6	重任 社外 独立役員 女性 ふじ そう わ か 藤 宗 和 香	社外取締役、指名・報酬委員会委員	12回/12回
7	重任 社外 独立役員 なが はま みつ ひろ 永 濱 光 弘	社外取締役	12回/12回
8	重任 社外 独立役員 女性 アンカー ツェーハン	社外取締役	12回/12回
9	新任 社外 独立役員 さ く ま みのる 佐久間 稔	社外監査役	12回/12回 ※現任の監査役としての出席回数
10	新任 社外 独立役員 さ とう ふみ とし 佐 藤 文 俊	社外監査役	12回/12回 ※現任の監査役としての出席回数
11	新任 社外 独立役員 よし かわ しげ あき 吉 川 恵 章	新任候補者	— / —
12	新任 社外 独立役員 み うら とも やす 三 浦 智 康	新任候補者	— / —

候補者番号

1

そね ひろずみ
曾 禰 寛 純

重任 社内
(1955年1月16日生)



●所有する当社株式の数
36,400株
●取締役会出席回数
12回/12回

●当社における地位・担当

地位：代表取締役会長、執行役員会長
担当：指名・報酬委員会委員、グループガバナンス強化

●重要な兼職の状況

安田倉庫株式会社社外取締役、一般社団法人日本電気計測器工業会会長

●略歴

- 1979年 4月 当社入社
- 1996年 4月 当社工業システム事業部システム開発統括部システムマーケティング部長
- 1998年 10月 山武産業システム株式会社(現:当社アドバンスオートメーションカンパニー)移籍 同社マーケティング部長
- 2000年 6月 同社取締役マーケティング部長
- 2003年 4月 当社執行理事アドバンスオートメーションカンパニーエンジニアリング本部長
- 2005年 4月 当社執行役員経営企画部長
- 2008年 4月 当社執行役員常務経営企画部長
- 2009年 4月 当社執行役員常務
- 2010年 6月 当社取締役兼執行役員常務
- 2012年 4月 当社代表取締役社長兼執行役員社長
- 2020年 4月 当社代表取締役会長兼社長 執行役員会長兼社長
- 2020年 5月 一般社団法人日本電気計測器工業会会長(現任)
- 2020年 6月 当社代表取締役会長 執行役員会長(現任)
- 2021年 6月 安田倉庫株式会社 社外取締役(現任)

■ 取締役候補者として選任した理由

曾禰寛純氏は、国内外において、工業市場の制御・自動化ビジネスに携わり、アドバンスオートメーション事業のマーケティング、エンジニアリングの責任者、子会社社長、経営企画部長等を歴任の後、2012年から当社代表取締役社長を務め、CEOとして経営の指揮を執り、人を中心としたオートメーションの企業理念の実践を通して、事業ポートフォリオの組替や新規分野への進出等、事業拡大と持続的な企業価値向上に取り組んでまいりました。また、2020年より当社代表取締役会長、取締役会議長として、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでまいりました。当社における豊富な経営経験を活かし、経営目標の達成に向けて経営の監督機能を強化できることから、持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

やまもと きよひろ
山本 清博

重任 社内
(1965年3月14日生)



●所有する当社株式の数
12,939株
●取締役会出席回数
12回/12回

●当社における地位・担当

地位：代表取締役社長、執行役員社長
担当：グループCEO (Chief Executive Officer)、指名・報酬委員会委員、グループ監査、経営企画部

●重要な兼職の状況

-

●略歴

- 1989年 4月 当社入社
- 2007年 4月 当社ビルシステムカンパニーマーケティング本部環境マーケティング部長
- 2011年 4月 当社ビルシステムカンパニーマーケティング本部長
- 2012年 4月 当社理事ビルシステムカンパニーマーケティング本部長
- 2014年 4月 当社理事経営企画部長
- 2017年 4月 当社執行役員経営企画部長兼ビルシステムカンパニーマーケティング本部長
- 2018年 4月 当社執行役員常務ビルシステムカンパニーマーケティング本部長
- 2020年 4月 当社執行役員副社長
- 2020年 6月 当社代表取締役社長 執行役員社長(現任)

■ 取締役候補者として選任した理由

山本清博氏は、国内外において、ビルディングオートメーション事業のマーケティング、営業、事業企画に携わり、さらにグローバルにおける事業責任者として実績を重ね、新たなソリューションの創出、エネルギーマネジメント事業の立ち上げ・JV(共同企業体)の経営等に取り組んでまいりました。また、経営企画部長、当社グループ全体のマーケティング責任者を歴任の後、2020年より代表取締役社長を務め、CEOとして経営の指揮を執り、新たな長期計画、中期経営計画を策定し、人を中心としたオートメーションの理念のもと、中期的な発展を確実なものとし、企業価値を持続的に向上させることに取り組んでまいりました。当社における豊富な事業経験と優れたリーダーシップを有していることから、持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号
3

よこた たかゆき
横田 隆幸 **重任** **社内**
(1960年11月1日生)



●所有する当社株式の数
14,400株
●取締役会出席回数
12回/12回

●当社における地位・担当

地位：取締役、執行役員専務

担当：社長補佐、コーポレート機能全般、コーポレートコミュニケーション、azbilグループ-CSR、内部統制、施設・事業所、役員会室、グループ経営管理本部、総務部、サステナビリティ推進本部、法務知的財産部、国際事業推進本部

●重要な兼職の状況

—

●略歴

- 1983年 4月 株式会社富士銀行(現:株式会社みずほ銀行)入行
- 2005年 11月 株式会社みずほフィナンシャルグループIR部長
- 2010年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現:株式会社みずほ銀行)執行役員投資銀行業務管理部長
- 2012年 6月 みずほ総合研究所株式会社常勤監査役
- 2013年 4月 当社入社(専任理事)
- 2014年 4月 当社執行役員グループ経営管理本部長
- 2016年 4月 当社執行役員常務グループ経営管理本部長
- 2017年 4月 当社執行役員常務グループ経営管理本部長兼国際事業推進本部長
- 2018年 4月 当社執行役員常務
- 2018年 6月 当社取締役兼執行役員常務
- 2020年 4月 当社取締役兼執行役員専務(現任)

■ 取締役候補者として選任した理由

横田隆幸氏は、グループ経営管理本部長、国際事業推進本部長を歴任いたしました。2018年に取締役に就任し、コーポレート機能全般を担当しリスクマネジメントやコーポレート・ガバナンス、CSRへの取組み、積極的な株主還元、適正な会計処理の遵守に取り組んでまいりました。また、金融機関におけるグローバルビジネス、IR活動の経験を活かし、海外現地法人の体制整備及び事業成長に向けたグローバルな経営基盤の整備のほか、コーポレートコミュニケーション担当役員として、ステークホルダーの皆様との建設的な対話促進等に向けた活動を進めております。経営管理全般に関する幅広い知見と優れたリーダーシップを有していることから、持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号
4

かつた ひさや
勝田 久哉 **新任** **社内**
(1958年2月27日生)



●所有する当社株式の数
11,600株
●取締役会出席回数
12回/12回
※常勤監査役としての出席回数

●当社における地位・担当・委嘱

地位：常勤監査役

●重要な兼職の状況

—

●略歴

- 1983年 4月 当社入社
- 2005年 4月 当社生産企画部長
- 2010年 2月 当社監査室長
- 2011年 4月 当社理事グループ監査部長
- 2012年 4月 当社理事プロダクションマネジメント本部プロダクション管理部長
- 2014年 4月 当社理事プロダクションマネジメント本部購買部長
- 2015年 6月 当社常勤監査役(現任)

■ 取締役候補者として選任した理由

勝田久哉氏は、生産企画部長及びグループ監査部長を歴任いたしました。2015年に監査役に就任し、生産等の現場や内部監査部門での経験を活かした全社的な観点からの監査を実施し、当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の向上に貢献してまいりました。また、財務・会計及びリスク・コンプライアンスの知見のほか、新技術及び生産に関する知見も有しております。当社の持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、新たに取締役候補者となりました。

候補者番号

5

いとう
伊藤たけし
武重任 社外 独立役員
(1943年8月19日生)

●所有する当社株式の数
10,800株

●取締役会出席回数
12回/12回

●当社における地位・担当

地位：社外取締役

●重要な兼職の状況

●略歴

1969年 9月 バーナム・アンド・カンパニー社入社
1983年 10月 ファースト・ボストン・コーポレーション
(現:クレディ・スイス・グループAG)ディレクター
1993年 10月 スミス・バーニー証券会社(現:シティグループ証券株式会社)
東京支店 マネージング・ディレクター兼東京副支店長
1998年 10月 UBS投信投資顧問株式会社
(現:UBSアセット・マネジメント株式会社)代表取締役社長
2010年 12月 ジャパン・ウェルス・マネジメント証券株式会社
(現:あおぞら証券株式会社)最高顧問
2012年 2月 あおぞら証券株式会社副会長兼最高執行責任者
2013年 6月 同社顧問
2014年 6月 当社社外取締役(現任)
2018年 6月 あおぞら証券株式会社顧問退任

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

伊藤武氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、国内外の投資銀行、投資顧問会社等における経営経験、アナリスト経験に加え、長期にわたる海外勤務経験や資金調達業務、M&Aのアドバイスを含むコンサルティングビジネスの経験から、高度な企業分析等で高い実績を有しております。また、国内外での投資運用会社役員としての経験等を活かして、当社取締役会においては業務執行の監督のみならず、経営の透明性・公正性を高めるため、国際金融、投資分野での専門家としての高度な知識と経験から資本市場からの視点も踏まえた積極的な発言を行い、業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしており、今後も当社の経営の高度化への貢献を期待しております。持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

■社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

伊藤武氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、8年であります。

■社外取締役候補者の独立性について

伊藤武氏の間には社外取締役としての報酬以外に金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有しておらず、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれなく十分な独立性を有していると判断しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

■社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役が期待される役割を發揮できるよう現行定款第25条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である伊藤武氏につきまして、現在、当社との間で責任限定契約を締結しており、伊藤武氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

候補者番号

6

ふじそう
藤宗 和香重任 社外 独立役員 女性
(1949年1月6日生)

●所有する当社株式の数
1,500株

●取締役会出席回数
12回/12回

●当社における地位・担当

地位：社外取締役

●重要な兼職の状況

●略歴

1980年 4月 検事任官・東京地方検察庁検事
2001年 4月 東京高等検察庁検事
2007年 12月 最高検察庁検事
2008年 3月 最高検察庁検事退官
2008年 4月 内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員
2008年 11月 同委員退任
2009年 4月 立教大学大学院法務研究科教授
2011年 9月 厚生労働省医道審議会委員
2014年 3月 立教大学大学院法務研究科教授退職
2015年 6月 当社補欠監査役
2018年 6月 当社社外取締役(現任)
2019年 10月 厚生労働省医道審議会委員退任

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤宗和香氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、長年にわたり検事として活躍してこられ、最高検察庁検事退官後は法科大学院で教鞭をとるかたわら国の審議会委員を務めるなど、高い見識と豊富な経験を有しております。当社の取締役会においては業務執行の監督のみならず、コンプライアンス経営やリスク管理の更なる徹底と経営の透明性・公正性を高めるため、法律専門家としての幅広い知識からサステナビリティ・ダイバーシティやCSRの観点も踏まえた積極的な発言を行い、業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしており、今後も当社の経営の高度化への貢献を期待しております。持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

■会社の経営に関与したことの無い候補者に関して社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものとして当社が判断した理由

藤宗和香氏は、検事、大学院教授として企業法務及びコンプライアンスに関して豊富な経験と高い専門知識を有しており、また経営に関しましても高い見識を有していることから、客観的立場から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

■社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

藤宗和香氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、4年であります。

■社外取締役候補者の独立性について

藤宗和香氏の間には社外取締役としての報酬以外に金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有しておらず、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれなく十分な独立性を有していると判断しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

■社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役が期待される役割を發揮できるよう現行定款第25条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である藤宗和香氏につきまして、現在、当社との間で責任限定契約を締結しており、藤宗和香氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

候補者番号

7

ながはま みつひろ
永濱 光弘

重任 社外 独立役員
(1953年10月24日生)



●所有する当社株式の数
一株
●取締役会出席回数
12回/12回

●当社における地位

地位：社外取締役

●重要な兼職の状況

株式会社クラレ社外監査役、日本精工株式会社社外取締役、
一般社団法人日本経済調査協議会代表理事 副理事長

●略歴

1976年	4月	株式会社富士銀行(現:株式会社みずほ銀行)入行
2003年	3月	株式会社みずほコーポレート銀行(現:株式会社みずほ銀行) 執行役員大手町営業第六部長兼大手町営業第七部長
2005年	4月	同行常務執行役員営業担当役員
2006年	3月	同行常務執行役員米州地域統括役員
2010年	4月	同行取締役副頭取兼副頭取執行役員米州地域統括役員
2013年	3月	同行退社
2013年	4月	みずほ証券株式会社取締役会長兼米国みずほ証券会長
2015年	4月	みずほ証券株式会社常任顧問
2015年	6月	当社社外監査役
2018年	3月	株式会社クラレ社外監査役(現任)
2019年	3月	東京建物株式会社社外取締役
2019年	6月	当社社外取締役(現任)
2019年	6月	一般社団法人日本経済調査協議会代表理事 副理事長(現任)
2020年	3月	みずほ証券株式会社常任顧問退任
2020年	6月	日本精工株式会社社外取締役(現任)
2021年	3月	東京建物株式会社社外取締役退任

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

永濱光弘氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏は、金融機関で要職を歴任し、企業経営、金融・証券分野及びグローバルビジネスに関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。2015年に当社の社外監査役に就任し、コーポレート・ガバナンスや会社経営の在り方等についての優れた見識を活かして当社事業全般を監査し、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の向上に貢献、また、2019年より当社の社外取締役として業務執行の監督のみならず、経営の透明性・公平性を高めるため、資本市場からの視点やグローバルな観点も踏まえた積極的な発言を行い、業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしており、今後も当社の経営の高度化への貢献を期待しております。持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

■社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

永濱光弘氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、3年であります。

■社外取締役候補者の独立性について

永濱光弘氏との間には社外取締役としての報酬以外に金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有しておりません。

同氏は株式会社みずほ銀行の出身者であります。同行を9年前に退社しております。同行は当社の株式を2,809千株(保有比率は2.01%)保有しておりますが、金融商品取引法に定める主要株主基準(10%)を大きく下回っております。また、同行からの借入額は4,106百万円と当社連結総資産280,052百万円の1.4%であり、かつ当社グループは実質的に借入を行っている状態(手元資金を上回る借入を行っている場合)でないため、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」における主要な借入先には該当いたしません。また、同氏はみずほ証券株式会社の取締役として就任していましたが、2015年3月に退任しております。(同社顧問は2020年3月に退任しております。)当社は同社との間に取引関係はありますが、直近事業年度及び先行する3事業年度において当社連結売上高及び同社の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも0.3%に満たない額であり、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」における主要な取引先には該当いたしません。また、現在同氏の兼職先である株式会社クラレ及び日本精工株式会社と当社との間にそれぞれ取引関係はありますが、直近事業年度及び先行する3事業年度において当社の連結売上高及び各社の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも0.1%に満たない額であり、当社の定める社外役員の独立性判断基準における主要な取引先には該当いたしません。

上記のことから、当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

■社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役が期待される役割を發揮できるよう現行定款第25条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である永濱光弘氏につきまして、現在、当社との間で責任限定契約を締結しており、永濱光弘氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

候補者番号

8

アンカー ツェーハン

重任 社外 独立役員 女性
(1964年1月12日生)



●所有する当社株式の数
一株
●取締役会出席回数
12回/12回

●当社における地位・担当

地位：社外取締役

●重要な兼職の状況

弁護士(オーストラリア、英国、香港)

●略歴

- 1987年 7月 Baker McKenzie入所
- 1991年 7月 同所東京事務所勤務
- 1999年 7月 同所パートナー
- 2018年 7月 同所顧問
- 2019年 3月 同所顧問退任
- 2020年 6月 当社社外取締役(現任)

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

アンカー ツェーハン氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、国際法律事務所においてパートナー弁護士として海外企業案件に加え、日本企業の国際取引案件での取引契約の締結の支援を行ってまいりました。また、日系企業との業務経験も多く日本の商習慣にも詳しく、さらに当社が属する業界に関する知識も有しております。当社の取締役会においては国際ビジネスに関する高い知見を活かして、業務執行の監督のみならず、国際事業伸長に向けた投資への考え方やグローバルな観点も踏まえた積極的な発言を行い、業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たしており、今後も当社の経営の高度化への貢献を期待しております。持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

■会社の経営に関与したことの無い候補者に関して社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものとして当社が判断した理由

アンカー ツェーハン氏は、国際法律事務所パートナー弁護士として契約締結の支援を行い、日本の商習慣にも詳しく豊富な経験と高い専門知識を有しており、また当社が属する業界に関する知識や経営に関しても高い見識を有していることから、客観的立場から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

■社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

アンカー ツェーハン氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年であり

■社外取締役候補者の独立性について

アンカー ツェーハン氏との間には社外取締役としての報酬以外に金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有しておらず、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれなく十分な独立性を有していると判断しております。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

■社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役が期待される役割を發揮できるよう現行定款第25条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者であるアンカー ツェーハン氏につきまして、現在、当社との間で責任限定契約を締結しており、アンカー ツェーハン氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

候補者番号

9

さくま のり 佐久間 稔

新任 社外 独立役員
(1949年3月19日生)



●所有する当社株式の数
700株
●取締役会出席回数
12回/12回
※社外監査役としての出席回数

●当社における地位・担当

地位：社外監査役

●重要な兼職の状況

-

●略歴

- 1971年 4月 日本輸出入銀行入行(現:株式会社国際協力銀行)
- 1998年 5月 同行情報システム部長
- 1999年 10月 株式会社国際協力銀行開発金融研究所副所長
- 2000年 5月 同行退社
- 2000年 5月 カピウナス投資株式会社常務取締役
- 2009年 6月 同社退社
- 2009年 6月 日揮株式会社(現:日揮ホールディングス株式会社)常勤監査役(社外監査役)
- 2016年 6月 同社退社
- 2019年 6月 当社社外監査役(現任)

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐久間稔氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏は、政策金融機関において要職を歴任し、国際金融における幅広い知識と海外での豊富な経験に加えて、投資会社における経営経験、グローバルな活動を展開する事業会社における社外監査役としての経験を有しております。2019年に当社の社外監査役に就任し、当社事業全般を監査し、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の向上に貢献するほか、当社の取締役会においては当社の事業・財務戦略の妥当性やグループ全体でのコーポレート・ガバナンス強化の観点から質問を行っております。また、財務・会計・法務に関する知見のほか、グローバルビジネスに関する知見も有しており、当社の経営の高度化への貢献を期待しております。当社の持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、新たに社外取締役候補者となりました。

■社外取締役候補者が社外役員に就任してからの年数

佐久間稔氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって、3年であります。

■社外取締役候補者の独立性について

佐久間稔氏との間には社外監査役としての報酬以外に金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有しておりません。同氏は日揮株式会社の常勤社外監査役に就任しておりましたが、2016年6月に退任しております。なお、当社は同社との間に取引関係はありますが、直近事業年度及び先行する3事業年度において当社連結売上高及び同社の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも0.1%に満たない額であり、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」における主要な取引先には該当いたしません。上記のことから、当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれなく十分な独立性を有していると判断しており、現在、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、今般、社外取締役候補者としてあらためて届け出る予定であります。

■社外取締役との責任限定契約

当社は、社外監査役が期待される役割を發揮できるよう現行定款第34条において、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、現在社外監査役である佐久間稔氏につきまして、当社との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。また、当社では、現行定款第25条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である同氏につきまして、同氏の選任が承認された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額とする予定であります。

候補者番号

10

さとう ふみとし
佐藤 文俊

新任 社外 独立役員
(1954年2月16日生)



●所有する当社株式の数
3,500株
●取締役会出席回数
12回/12回
※社外監査役としての出席回数

●当社における地位・担当

地位：社外監査役

●重要な兼職の状況

株式会社タカラトミー社外取締役

●略歴

- 1976年 4月 日本銀行入行
- 1998年 4月 同行青森支店長
- 2001年 5月 同行福岡支店長
- 2004年 4月 同行退任
- 2004年 4月 株式会社堀場製作所常務執行役員
- 2005年 6月 同社常務取締役
- 2017年 3月 同社常務取締役退任
- 2017年 3月 同社顧問
- 2018年 5月 同社退社
- 2018年 5月 一般社団法人東京科学機器協会監事
- 2019年 6月 株式会社タカラトミー社外取締役(現任)
- 2019年 6月 当社社外監査役(現任)
- 2020年 5月 一般社団法人東京科学機器協会監事退任

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐藤文俊氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏は、わが国の中央銀行において要職を歴任し、金融分野での幅広い知識と豊富な経験に加えて、製造業における事業会社での経理、法務、人事等を統括する管理部門における勤務経験及び取締役としてのマネジメント経験を有しております。

2019年に当社の社外監査役に就任し、当社事業全般を監査し、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の向上に貢献するほか、当社の取締役会においては当社の事業・財務戦略の妥当性及びリスク管理やコーポレート・ガバナンス強化の観点から質問を行っております。また、財務・会計・法務に関する知見のほか、企業経営に関する知見も有しており、当社の経営の高度化への貢献を期待しております。当社の持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、新たに社外取締役候補者となりました。

■社外取締役候補者が社外役員に就任してからの年数

佐藤文俊氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって、3年であります。

■社外取締役候補者の独立性について

佐藤文俊氏の間には社外監査役としての報酬以外に金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有しておりません。

同氏は株式会社堀場製作所の取締役に就任しておりましたが、2017年3月に退任しております。(同社顧問は2018年5月に退任しております。)なお、当社は同社との間に取引関係はありますが、直近事業年度及び先行する3事業年度において当社連結売上高及び同社の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも0.1%に満たない額であり、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」における主要取引先には該当いたしません。また、現在、同氏の兼職先である株式会社タカラトミーの間には特別な関係はありません。

上記のことから、当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しており、現在、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、今般、社外取締役候補者としてあらためて届け出る予定であります。

■社外取締役との責任限定契約

当社は、社外監査役が期待される役割を發揮できるよう現行定款第34条において、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、現在社外監査役である佐藤文俊氏につきまして、当社との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。また、当社では、現行定款第25条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である同氏につきまして、同氏の選任が承認された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額とする予定であります。

トピックス

招集ご通知

各種ご案内

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告

株主の皆様へ

候補者番号
11

よしかわ しげあき
吉川 惠章 (1953年6月23日生)
新任 社外 独立役員



●所有する当社株式の数
-株
●取締役会出席回数
-/-

●当社における地位・担当

新任候補者

●重要な兼職の状況

株式会社三菱総合研究所顧問、一般社団法人日本シンガポール協会副会長兼業務執行理事、学校法人昭和女子大学理事長顧問兼ビジネスデザイン学科客員教授兼現代ビジネス研究所特別研究員

●略歴

- 1977年 4月 三菱商事株式会社入社
- 2004年 6月 同社シンガポール支店長
- 2006年 7月 同社業務部長
- 2008年 4月 同社執行役員業務部長
- 2010年 4月 同社執行役員欧阿中東CIS副統括
- 2013年 4月 同社常務執行役員中東・中央アジア統括
- 2016年 3月 同社常務執行役員退任
- 2016年 4月 同社顧問
- 2016年 8月 同社退社
- 2016年 9月 株式会社三菱総合研究所常勤顧問
- 2016年 10月 同社副社長執行役員
- 2016年 12月 同社代表取締役副社長
- 2020年 12月 同社常勤顧問
- 2021年 4月 学校法人昭和女子大学理事長顧問兼ビジネスデザイン学科客員教授兼現代ビジネス研究所特別研究員(現任)
- 2021年 6月 一般社団法人日本シンガポール協会副会長兼業務執行理事(現任)
- 2022年 1月 株式会社三菱総合研究所顧問(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉川惠章氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏は、グローバルに事業を展開する総合商社において要職を歴任し、海外事業展開や事業ポートフォリオ戦略に関して幅広い知識と豊富な経験と、シンクタンク・コンサルティング企業における企業経営経験等を有しております。今般、当社の社外取締役として同氏の有する豊富な海外事業経験・見識、営業・マーケティングに関する知見を活かし、取締役会における業務執行に対する監督のみならず、経営の透明性・公平性を高めるため幅広い見地から客観的な指摘、助言等をいただきたいと思いますと考えております。持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、新たに社外取締役候補者となりました。

■ 社外取締役候補者の独立性について

吉川惠章氏との間には金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有しておりません。

なお、同氏は三菱商事株式会社の常務執行役員に就任しておりましたが、2016年3月に退任しております。(同社顧問は2016年8月に退任しております。)なお、当社は同社との間に取引関係はありますが、直近事業年度及び先行する3事業年度において当社連結売上高及び同社の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも0.1%に満たない額であり、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」における主要な取引先には該当いたしません。また、当社は現在同氏の兼職先である株式会社三菱総合研究所、一般社団法人日本シンガポール協会、学校法人昭和女子大学との間には特別な関係はありません。

上記のことから、当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しており、東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。

■ 社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役が期待される役割を発揮できるよう現行定款第25条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である吉川惠章氏につきまして、同氏の選任が承認された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額とする予定であります。

候補者番号
12

みうら ともやす
三浦 智康 (1961年6月30日生)
新任 社外 独立役員



●所有する当社株式の数
-株
●取締役会出席回数
-/-

●当社における地位・担当

新任候補者

●重要な兼職の状況

株式会社野村総合研究所理事、公益財団法人野村マネジメント・スクール学長専務理事、一般社団法人教育のための科学研究所監事、京都大学デザインイノベーションコンソーシアム代表理事

●略歴

- 1986年 4月 株式会社野村総合研究所入社
- 2001年 4月 同社金融コンサルティング二部長
- 2008年 4月 同社金融戦略コンサルティング部長
- 2009年 4月 同社執行役員コンサルティング事業本部副本部長
- 2010年 4月 同社執行役員システムコンサルティング事業本部副本部長
- 2011年 4月 同社執行役員総合企画センター長
- 2013年 4月 同社執行役員金融ソリューション事業本部副本部長
- 2017年 4月 同社理事(現任)
公益財団法人野村マネジメント・スクール副学長
- 2018年 6月 公益財団法人野村マネジメント・スクール学長専務理事(現任)
- 2019年 8月 一般社団法人教育のための科学研究所監事(現任)
- 2021年 5月 京都大学デザインイノベーションコンソーシアム代表理事(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三浦智康氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏は、シンクタンク・コンサルティング企業において要職を歴任し、IT・技術革新や新事業創出など幅広い分野の知識と豊富な経験と、公益財団法人における経営人材育成の豊富な経験も有しております。今般、当社の社外取締役として同氏の有する豊富なIT・技術領域における知見や新事業創出についての経験、人材育成経験を活かし、取締役会における業務執行に対する監督のみならず、経営の透明性・公平性を高めるため幅広い見地から客観的な指摘、助言等をいただきたいと思いますと考えております。持続的な企業価値向上のために適切かつ必要な人材と判断し、新たに社外取締役候補者となりました。

■ 社外取締役候補者の独立性について

三浦智康氏との間には金銭等の取引もなく、当社経営陣との間においても特別な利害関係を有しておりません。

なお、当社は同氏の兼職先である株式会社野村総合研究所及び公益財団法人野村マネジメント・スクールとの間にコンサルティング及び研修業務等に係る取引関係はありますが、直近事業年度及び先行する3事業年度において当社連結売上高及び各社の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも1.3%に満たない額であり、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」における主要な取引先には該当いたしません。また、同氏の兼職先である一般社団法人教育のための科学研究所、京都大学デザインイノベーションコンソーシアムとの間には特別な関係はありません。

上記のことから、当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断しており、東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。

■ 社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役が期待される役割を発揮できるよう現行定款第25条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより社外取締役候補者である三浦智康氏につきまして、同氏の選任が承認された場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額とする予定であります。

(ご参考)

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、当社の中期経営計画の実現等、経営戦略に照らして、取締役に期待するスキル等を定めております。スキル項目につきましては、当社の取締役会及び指名・報酬委員会において、企業理念、ビジネスモデル、成長戦略等に照らして客観的な検討を実施し、中期経営計画に掲げる「持続可能な社会へ『直列』に繋がる貢献」に向けた成長を支えるために、取締役に期待する7つの重要項目を選定いたしました。このうち、「企業経営/サステナビリティ」「グローバルビジネス」「IT・テクノロジー/制御・自動化ビジネス」は、特に当社グループにとっての、中長期的な持続的成長に係わるものと捉えております。

本議案が承認された場合の取締役会における独立性・多様性・期待するスキルは以下のとおりです。

なお、12名の取締役候補者のうち、女性が2名（うち1名が外国籍）となっております。

取締役に期待するスキル等（スキル・マトリックス）

氏名 (年齢)	本総会後の 地位等	独立性		多様性		期待するスキル					
		独立役員	ジェンダー	企業経営/サステナビリティ(注)	グローバルビジネス	財務・会計・ファイナンス	IT・テクノロジー/制御・自動化ビジネス	営業・マーケティング	製造・研究開発	法務・リスク管理・コンプライアンス	
曾禰 寛純 (67)	取締役会長 取締役会議長		M	○			○	○		○	
山本 清博 (57)	取締役 代表執行役社長 指名委員会委員		M	○	○		○	○	○		
横田 隆幸 (61)	取締役 代表執行役専務 報酬委員会委員		M	○	○	○				○	
勝田 久哉 (64)	取締役 監査委員会委員		M			○			○	○	
伊藤 武 (78)	社外取締役 指名委員会委員長	○	M		○	○					
藤宗 和香 (73)	社外取締役 報酬委員会委員	○	F	○						○	
永濱 光弘 (68)	社外取締役 報酬委員会委員長	○	M	○	○	○					
アンカー ツェーハン (58)	社外取締役 指名委員会委員	○	F		○					○	
佐久間 稔 (73)	社外取締役 監査委員会委員	○	M		○	○					
佐藤 文俊 (68)	社外取締役 監査委員会委員長	○	M	○		○				○	
吉川 恵章 (69)	社外取締役 指名委員会委員	○	M	○	○				○		
三浦 智康 (60)	社外取締役 報酬委員会委員	○	M	○			○	○			

(注)「企業経営/サステナビリティ」にはサステナビリティの観点から人事や人材育成を含んでおります。

(ご参考) 各取締役が所属を予定する委員会について

本議案が承認された場合、各委員会の構成は以下のとおりです。(◎は委員長)

氏名	指名委員	監査委員	報酬委員	備考
曾禰 寛純				取締役会議長 非執行社内取締役
山本 清博	○			代表執行役社長
横田 隆幸			○	代表執行役専務
勝田 久哉		○		非執行社内取締役
伊藤 武 (社外)	◎			
藤宗 和香 (社外)			○	
永濱 光弘 (社外)			◎	
アンカー ツェーハン (社外)	○			
佐久間 稔 (社外)		○		
佐藤 文俊 (社外)		◎		
吉川 恵章 (社外)	○			
三浦 智康 (社外)			○	

- ・指名委員会：株主総会に提出する取締役の選解任案の決定、並びに法定委員会（指名・監査・報酬）の委員の選定・解職、執行役の選解任及び後継者計画に関する事項等の審議を行う。
- ・監査委員会：執行役・取締役の職務執行に関する監査・監査報告の作成、会計監査人の選解任・不再任に関する議案内容の決定、及び組織的監査の推進等を行う。
- ・報酬委員会：取締役・執行役の報酬制度の方針の決定及び個人別の報酬の決定、並びに報酬制度制定・改廃等その他役員報酬に関する審議を行う。

(ご参考) 政策保有株式に関する考え方と現況

当社は、事業戦略、事業関係、事業における協力関係等を総合的に勘案し、事業上の長期的な関係の維持・強化に繋がり、中長期的な観点から当社の企業価値向上に資すると判断する場合には、上場株式を保有しております。当社の取締役会では、これらの個別銘柄毎に、事業上や財務上のリターン等も含む保有意義に照らして経済合理性の観点から資本コストに見合っているかなどの定期的な検証がなされ、あわせて保有リスクについても検証結果が報告されております。検証の結果、保有に一定の合理性が認められず、中長期的な観点からも当社の企業価値向上に資すると判断できない株式については、株価や市場動向を見て適宜売却による縮減を行う方針です。

	2022年3月末日時点			2021年3月末日時点		
	銘柄数	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	連結純資産に おける比率 (%)	銘柄数	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	連結純資産に おける比率 (%)
非上場株式	8	190	0.1	8	186	0.1
非上場株式以外の株式	27	15,938	7.8	33	18,497	9.2
計	35	16,129	7.9	41	18,683	9.3

